

農業委員会からのお知らせ

国から示された農業委員会の適正な事務実施要領に基づき、平成30年度の目標及び活動計画を左頁で公表します。

なお、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は、ホームページで確認できます。



農業委員会の

年間活動計画

- 4月10日…総会
- 5月10日…総会
- 6月8日…総会、農地パトロール
- 7月10日…総会
- 8月10日…総会、利用状況調査
- 9月10日…総会、利用状況調査
- 10月10日…総会、非農地判断
- 11月9日…総会、非農地判断
- 12月10日…総会、利用意向調査
- 1月10日…総会
- 1月17日…料理講習会
- 2月8日…総会、点検・評価、目標計画の検討
- 3月8日…総会、点検・評価、目標計画の策定

毎月総会を午後2時から開会しています。総会は公開です。また議事録も公表しています。(日時は都合により変更することがあります)

農業者年金に加入しませんか

○「国民年金第1号被保険者」

で「年間60日以上農業に従事」する「60歳未満」の人なら誰でも加入できます

○少子高齢化時代に強い年金です

・自分が積み立てた保険料と運用実績により将来受け取る年金が決まる積立方式の年金です。

○保険料は自由に決められます

・月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に設定できます。

○中途脱退や再加入は自由です

○終身年金で80歳までの保証付きです

・年金は生涯支給され、80歳前に死亡された場合は遺族に死亡一時金が支給されます。

○公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

・支払った保険料は全額が社会保険料の控除の対象になります。

農業委員は地域の世話役、農家の相談相手です

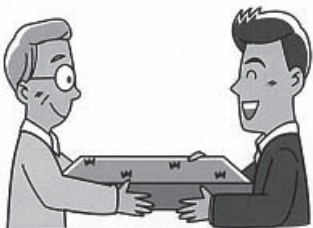
農家の相談相手です

農地とみなされる土地の権利移転・用途変更(転用)する場合、農地法の規程に基づき農業委員会または県の許可が必要です。

審議する総会は毎月10日前後に開催していますので、申請は毎月20日までにお願いいたします。

転用の許可が下りるまでには、半年程度かかる場合がありますので、早めに申請していただきますようお願いいたします。

転用手続きや農地のことについては、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進員または農業委員会事務局へおたずねください。



問合せ先 農業委員会 ☎75-4121

1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (平成 30 年 1 月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	545 ha	35.8 ha	6.6%
課 題	担い手の耕作する農地が分散し、作業効率が悪いためコスト増となっている現状である。このため、集団農地を集積するよう協力していく必要がある。		
目 標	集積面積 38ha (うち新規集積面積 2.2 ha)		
	目標設定の考え方：平成 29 年度の実績に目標値を上乗せし設定。		
活 動 計 画	農地の貸し手・借り手の情報を収集するとともに、認定農業者及び経営拡大の者に要望を聞く機会を設定し、地権者と農地の調整に努める。		

2 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の状況	27 年度新規参入者数	28 年度新規参入者数	29 年度新規参入者数
	1 経営体	0 経営体	0 経営体
	27 年度新規参入者が 取得した農地面積	28 年度新規参入者が 取得した農地面積	29 年度新規参入者が 取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	耕作されていない農地は、条件不利農地が多く、新規参入希望者へ条件の良いまとまった農地を提供できない。		
参 入 目 標 数	1 経営体	参入目標面積	0.3 ha
活 動 計 画	町と連携し、積極的に広報し新規参入者対応を行う。		

3 遊休農地に関する措置

現 状 (平成 30 年 1 月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A × 100)
	548ha	19.9 ha	3.6 %
課 題	農業従事者の高齢化・担い手不足・不在地主の増加により、年々遊休化が進んでいる。特に山間部では獣害も多く、今後作付けが行われない可能性が大きい。遊休農地の解消対策が早急に必要である。		
目 標	遊休農地の解消面積 2 ha		
	目標設定の考え方：遊休農地の実態を把握し、農地パトロールと一体的に農地利用状況調査を行う。		
活 動 計 画	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	18 人	8 月～9 月	9 月～11 月
	調査方法	担当調査区の農業委員・推進委員 3 名程度と農業委員会事務局職員で現地の利用状況を確認する。	
	農地の利用状況調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11 月～12 月	1 月～2 月	
	農地の利用意向調査		

4 違反転用への適正な対応

現 状 (平成 30 年 1 月現在)	管内の農地面積	違反転用面積
	548 ha	0.5 ha
課 題	農地パトロールを一層強化し、新たな違反転用を発生させないように努める。	
活 動 計 画	農業委員による日常のパトロールを強化し、違反転用を発生させないように努めるとともに広報等で周知する。特に、農地の有効利用や遊休農地解消を進めるために、農地パトロール月間として、6 月に農地を点検する。	